

平成 22 年

第 1 回市議会定例会 議案第 31 号

特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 22 年 2 月 26 日提出

函館市長 西 尾 正 範

特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与等に関する条例（昭和 40 年函館市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

附則第 11 項中「平成 21 年 4 月から平成 22 年 3 月」を「平成 22 年 4 月から平成 23 年 3 月」に改める。

附則第 13 項中「平成 21 年 6 月 1 日」を「平成 22 年 6 月 1 日」に改める。

附則第 14 項中「平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日」を「平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日」に、「について」を「を算定するときの」に、「を算定するときは」を「については」に改める。

附則第 15 項から附則第 17 項までを削る。

別表第 2 中

「

福祉サービス苦情処理委員	月額	147,000円
--------------	----	----------

」を

「

福祉サービス苦情処理委員	日額	30,000円
--------------	----	---------

」に

改める。

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

市長等の給料月額および期末手当の額を平成22年4月から平成23年3月までの間について減額し、福祉サービス苦情処理委員の報酬額を改定し、ならびに規定を整備するため